

兵庫県警察におけるけん銃の使用及び取扱いに関する訓令

〔平成16年3月26日〕
〔本部訓令第5号〕

（概要）

この規程は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）に基づき、兵庫県警察におけるけん銃等の使用及び取扱いに関し、必要な事項を定めたものである。